

## 運 営 規 程

## 1つの魔法指定特定福祉用具販売事業〔指定特定介護予防福祉用具販売事業〕運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社モネが設置する1つの魔法（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売事業〔指定特定介護予防福祉用具販売事業〕（以下「事業」という。）は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資することをもって利用者の生活機能の維持又は改善及び利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

## 第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 1つの魔法
- (2) 所在地 堺市北区金岡町707番地

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業〔指定特定介護予防福祉用具販売事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 専門相談員 2名以上（常勤 2名以上、非常勤 0名）

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の選定を行うとともに、その相談に応じる。

特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）（指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。

- (3) 事務職員 1名（常勤 0名、非常勤 1名）

必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目)

第6条

- 1 事業所で行う指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法は次のとおりとする。
  - (1) 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
  - (2) 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 事業所において取り扱う特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の種目は次のとおりである。
  1. 腰掛便座
  2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
  3. 排泄予測支援機器
  4. 入浴補助用具
  5. 簡易浴槽
  6. 移動用リフトのつり具の部分
  7. 貸与販売選択制 該当品目

(利用料等)

第7条

- 1 特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収しないものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費も同様に、徴収しないものとする。
- 3 特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、堺市、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用

者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

#### 第10条

- 1 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

#### 第11条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人、家族等の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第12条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者周知徹底を図る。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置（虐待の防止のための指針の整備等）
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

#### 第13条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に関する記録を整備し、具体的なサービスの内容等の記録はサービスを提供した日から最低5年間、その他の記録はサービスが完了した日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は1つの魔法と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第14条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を福祉用具専門相談員その他従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、福祉用具専門相談員その他従業員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、訪問介護員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(ハラスメントの防止等)

第16条 事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントについての方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

この規程は、平成31年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。